

第4回糸魚川市人権教育・啓発推進計画策定委員会会議録

(令和3年度)

日	令和3年9月27日	時間	13:30～15:30	場所	市役所 203・204 会議室
件名	次第 別紙資料のとおり				
出席者	【出席者】 10人 (以下敬称略) 山本明美、長砂男、若木直弘、清水博、金子浩子、金子裕美子、 細井大治、嶋田守雄、井崎由紀子、富井美穂 【欠席者】 1人 加藤淳子 【事務局】 環境生活課 猪又課長、蒲原課長補佐、菊池主事				
	傍聴者定員	5人		傍聴者数	0人

会議要旨

1	開会 (13:30)
2	議事
	(1) 素案審議
	ア 第1章 計画の概要
	《事務局説明》
	○ 計画の目的「一人一人がお互いを認め合い、共に生きるまちづくり」
	イ 第4章 計画の推進に向けて
	《事務局説明》
	○ 人権施策推進機関の設置について
	【質疑・意見等】
	(委員) 人権施策推進機関について、ぜひ設置していただきたい。
	(委員) これまでは、庁内委員会で進捗管理を行っていたとのことだが、それでは不十分ということか。
	(事務局) 様々な人権課題がある中で、外部の当事者団体等から現状をお聞きしつつ、計画の推進を行っていきたいと考えている。
	(委員) いろいろな方から意見を聞くのはいいことかと思う。
	「4 数値目標」では、最終目標を令和10年度で設定しているが、なぜか。
	(事務局) 糸魚川市総合計画の最終年度である令和10年度に設定している。
	(委員) 個人の主観での評価では意味がないと思うので、数値を設定する必要があると思う。
	また、実施については毎年度で検討しているのか。
	(事務局) 計画には記載しないが、参考指標の設定を検討している。相談件数の推移等から当市の現状を把握し、検証を行いたいと考えている。
	(委員) 男女共同参画プランともリンクしていくのか。
	(事務局) 男女共同参画プランにおいても、目標指標と参考指標を設定している。委員会については、年2回実施している。
	(事務局) 委員構成については、当策定委員会設置時に推薦を依頼した団体等に改めて推薦いただくよう依頼する予定としている。

(委員) 計画を策定して終わりでは意味がない。ぜひ設置していただきたい。

(委員) 設置の方向で検討してよろしいか。

(委員) (異議なし)

(事務局) 開催回数についてご意見があればいただきたい。

(委員) 年1回でよいのではないか。

(委員) 他に意見ないようなので、決定は事務局に一任する。

(2) 意見反映状況

《事務局説明》

【質疑・意見等】

ア 第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(委員) 10頁の「保育園や幼稚園では、豊かな人間性をはぐくむ保育等に努めておりますが、」が気になる。「おりますが」を「いますが」に変更してはどうか。

(事務局) そのように変更する。

(委員) こどもたちがタブレット端末で学習するようになってきている中、チャット機能等がいじめの温床になりかねない。フィルターをかける等の対応が必要かと思う。与えた後のことにも配慮しなければならないことなど、計画に記載してほしい。

(委員) 学校で貸与しているものだけでなく、家庭の端末についてもインターネットの危険性は含まれているため、対策してほしい。

(委員) 市内においてもタブレットの持ち帰りが進められている。全家庭でWi-Fiが完備されていないため、インターネット環境に接続されない状態での持ち帰りから徐々に接続できる状態での持ち帰りに移行していく。発達段階に応じた児童のモラル教育だけでなく、教職員の研修も実施している。

(委員) モラル教育だけではなく、規制等の対策も必要になるかと思う。

(事務局) タブレットやスマホに対して制限をかけたり、使用時間を決めたりするよう、啓発している。計画への記載は持ち帰って検討したい。

(委員) SNSの利用に関する教育については、こどもはもちろんだが、保護者に対しても必要だと考える。西海小学校では、タブレットの持ち帰りの前に、保護者説明会を開催したいと思っている。フィルタリングや夜の使用時間制限など、ハード面での親に対する啓発も必要。社会全体でネット上の人権意識向上を図るべき。

(委員) 職場等でもネットいじめが存在する。こどもたちだけでなく、保護者等への教育も行う必要がある。

(委員) 保護者への教育は必要だが、そのような機会が少ないのが現実。家庭に入って教育することは難しい。そのような機会を提供してほしい。

(委員) インターネットになじみがない人たちではなく、十分に知識を持った人たちでも、インターネット上での誹謗中傷などをあまり悪意もなくやっているように感じる。インターネット黎明期に行っていた教育では効果がない。実際に大人に対して教育する際には、どのような教育・啓発を行うか、内容を吟味する必要がある。

(委員) インターネット上での誹謗中傷が犯罪行為であると強調すべき。多くの人が自分は捕まらなると勘違いしている。

- (委員) 理屈では理解していても、それが本当にやってはいけないことだという認識が薄い。誰かが被害を訴えて、それが表面化したときに初めて罪の意識を感じるのではないか。
- (委員) 多くの人権問題がインターネットによって複雑化している。難しい問題だからこそ地道な教育や啓発が重要になってくる。
- (委員) 10頁(2)のAに「園児を権利の主体として認め、」とあるが、「大人と同様に」の文言を追加した方がわかりやすいのではないか。
- (事務局) そのように変更したい。
- (委員) (1)に「子どもを権利の主体として尊重し、」とあるが、こちらは変更しなくてもよいか。
- (委員) 調整は事務局に一任する。
- (委員) 15頁(1)に「すべての職員への人権研修の充実が必要です。」とあるが、「実施します。」との表記にしてはどうか。
- (事務局) (1)については、現状と課題を記載しているため、このような表現となっている。(2)で「実践的な人権研修を実施します。」と記載している。
- (委員) 承知した。

イ 第3章 分野別人権施策の推進

- (委員) 外国にルーツがある人の施策の方向「多文化共生社会の推進」において、記載の変更があるかと思うが、どのような意図での変更か。
- (事務局) 前回素案では、「外国にルーツがある人への理解の醸成」としていたが、外国にルーツがある人が社会の一員として共生していくための施策を記載した。
- (委員) 外国にルーツがある人に市民が歩み寄りという考え方だけでなく、お互いに理解して共に生きていくという考え方が重要。
- (委員) 長文になっているので読み進めづらい。
- (事務局) 変更する。
- (委員) 障がいにもいろいろあり、耳が聞こえない人や目の見えない人がいて、自分は足に障がいがある。こどもに指をさされて「あの人おかしい」と言われたことがある。自分が不自由しているところを見せることを嫌って、引きこもりがちになったこともあった。今では、お祭りの催しなどにも参加している。「引きこもってはいはダメだ。どこにでも行ってこの人がいて当たり前だと思われなければ。」と考え、出るようになってからは、指をさされることはなくなった。最初は変な目で見られるが、自分が頑張るって環境を変えるしかない。認めてもらえると個人的にも張り合いが出て頑張れる。新型コロナウイルスの影響により、仕事が減っているという話も聞いた。まだまだ努力が必要だと感じている。
- (委員) 「頑張る」という言葉を多く使われていたが、なぜ頑張らなければいけないのか。差別を受ける側が頑張る必要のない社会にしなければならない。自分も当事者として最初はいろいろなところに出づらかった。自分の娘は「あなたは部落出身なのだから、差別されないように頑張りなさい。」と教員に言われたことがある。頑張らなく

でも堂々と生きていける社会を実現するための計画にしなければならない。

(委員) 自分が頑張らなくてもいいということはわかっているが、実際にその社会は実現されていない。

(委員) 31 から 36 頁にかけて、「障害」と「障がい」が混在している。原本からくるものは「障害」の表記で問題ないが、それ以外については統一すべき。

(事務局) 当計画においては、昨年度の意識調査時に委員方にお伺いしたとおり、「障がい」の表記で統一したい。

(委員) 18 頁に「母子家庭の貧困」とあるが、父子家庭において貧困がないというわけではないと思う。

(委員) 18 頁に「年代や性別により家族のあり方や男女のライフスタイルが」とあるが、「男女」と記載する必要はあるか。

(委員) 21 頁に「生涯を通じた男女の健康支援」とあるが、「男女」と記載する必要はあるか。

(事務局) 男女共同参画プランに記載されているものを持ってきていることもあり、そのような表記となっているが、推進委員会でも男女の記載の必要性が協議されており、30 日に開催を予定している推進委員会にて改めて協議したい。母子家庭の貧困については事務局で検討したい。

(委員) 26 頁に推進施策として相談・支援体制の周知とあるが、「若者サポートセンター等の」と付け加えてはどうか。

(事務局) 追記したい。

(委員) 27 頁に「高齢者になっても生きがいのある豊かな生活を」とあるが、「高齢者になっても」の部分「高齢になっても」や「生涯にわたって」に言い換えてはどうか。

(事務局) 持ち帰り担当課と協議したい。

(委員) 高齢になっても働いている人が増えているため、高齢者の就労について記載してほしい。

(委員) 45 頁「新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症患者やその家族の個人情報」とあるが、そこに医療従事者等は入らないか。

(事務局) 医療従事者やエッセンシャルワーカー、県外在住者等については差別・偏見が行われていると記載しているが、感染症患者やその家族については、インターネット上での誹謗中傷についても記載しているため、変更した方がいいとのことか。

(委員) そのとおりである。検討してほしい。

(委員) 51 頁に「当市では、就労に関する雇用主の協力もあり、」とあるが、この雇用主を「糸魚川市更生保護雇用主」と呼称している。この名称について追記してほしい。

(委員) 42 頁に「外国籍等の人を」とあるが、「外国にルーツがある人」と変換したほうがいいのではないか。

(委員) 42 頁の市民意識調査について記載している部分について、この調査は外国にルーツがある人を対象としているものではないため、「日本語能力の高くない外国にルーツがある人などにとっては住みにくい環境であることがうかがえます。」の表記は間違っているのではないか。市民に対して通訳サービスや通訳アプリの周知が必要ということではないか。

- (事務局) そのとおりだと思う。調査対象である市民がそのように感じているだけであって、外国にルーツがある人自身がどのように感じているかはわからない。変更する。
- (委員) 日本語セミナーに参加した際、受講者が「言葉に発しても理解してもらえない」と言っていた。市民意識調査では、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」が最も高いため、施策の部分に周知について記載してはどうか。外国にルーツがある人への調査も必要かもしれない。
- (事務局) 市民意識調査だけでは、現状を把握しきれない。施策の推進にあたっては、改めて日本語セミナー受講者等の意見も聞きながら実施したい。
- (委員) ヤングケアラーは、今まで水面下に隠れていて見えていなかった部分。こどもたち自身が、自分は支援を受けてもいいことがわからなかった。また、『「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」の強調へ』という言葉聞いて、今の時代を受け止める姿勢が自分に欠けていたと感じた。法律が制定されることは、素晴らしいことであり、介護保険法の制定により、今では様々な介護サービスを気兼ねなく使えるようになって、「リーガルリテラシー」や「権利主体性」の重要性を感じた。
- (委員) 以前までの「人権」は、思いやりやさしさといった情緒的な表現が多かったが、そのような表現では当事者に対して上から目線であり、マイノリティの当事者にとっては生きづらく感じさせていた。今では、嫌なことには嫌だと言い、それを言ってもダメなら法を使って自身の人権を守り、周りは共に歩むことが必要。いじめにも導入して欲しいし、学校教育全般においてもリーガルリテラシーを重視してほしい。
- (委員) 26頁の子どもの貧困対策の推進にヤングケアラーについて記載されているが、ヤングケアラーは核家族化など様々な要因が考えられる。ここへの記載でよいのか。
- (委員) 兄弟が障がいのある人で世話をしている場合や、祖父母に介護が必要な場合など、要因は色々考えられる。
- (委員) こども課でも対応しているが、市の実態がつかめていない。日本の文化として、こどもも家庭の中では一人の働き手だと考えられている。こども自身もそれが当然だと思っていることもあるため、要因が貧困だけとは限らない。いち早く実態調査が必要。言い方を変えればいい子だが、そのこどもの権利は保障されていないといけない。
- (委員) 子育てや介護等個人のこと社会の問題となっている。それだけ様々な課題が含まれていたのだと感じる。
- (委員) 私が初めてヤングケアラーという言葉に出会ったのは、親が若年性認知症になったために、そのこどもが中高生で介護をしているというケースだった。こどもとしての権利が保障されていないことに対して支援が必要。
- (委員) 貧困とヤングケアラーを区別してはどうか。
- (委員) 貧困に置かれているヤングケアラーは救われるが、支援の必要な世帯のこどもをどうするのか。
- (事務局) 記載方法について検討する。
- (委員) 24頁の性教育の充実について、この三点でよいか。
- (事務局) 追加の視点があれば、教えていただきたい。

(委員) 39 頁に部落差別解消法の認知度について、『「法律の存在を知っている」と答えた人は、59.1%』と記載しているが、これは法律の存在を知っているが内容を知らない人が 41.8%である。新潟県の教職員に対する調査では、法律の存在を知っているが内容を知らない人が 48%、全く知らない人が 8%となっている。内容も含めて知っている人とは分けて考えるべきではないか。法律の内容を知ってもらうことに意味がある。6 条しかない法律なので、読めばすぐに理解できると思う。記載方法を変更して欲しい。

(事務局) 委員の言うとおりに、法律の存在を知っているが内容を知らない人と内容も含めて知っている人では大きな違いがあるので、人権三法のうちほか二つについても併せて表記を検討したい。

(事務局) 先ほど委員長からお話の合った、性教育の充実については児童・生徒に対する教育についてと教職員に対する研修についてのどちらのことか。

(委員) どちらについても検討して欲しい。県もデートDVに力を入れている。デートDVも家庭のDVに繋がっている。教職員が児童・生徒に教育するためには研修で十分な知識を得ることが必要。

(委員) 若い女性が子どもを産み捨てたり、殺害したりといった報道について、女性に対する非難は上がるが、日本では、相手方の男性に対してはあまり言及されない。性教育のあり方を学校現場で進めていかなければならない。性教育を保健体育の時間だけや養護教諭に任せるのではなく、教員一人一人が性や性教育に対する問題意識を持つ必要がある。その反面、教職員からの女子児童・生徒への性犯罪が増加傾向である。教職員への研修が必要だと思う。そうしなければ、子どもや女性も被害者になりうるケースが増えるのではないか。内容については、現状と課題に追記してもらいたい。

(委員) もう少し高校生を含む若者に対する性のあり方について記載してはどうか。

(委員) トランスジェンダーの児童・生徒も必ずいるので、教職員に対応を十分に研修してほしい。

(委員) そういった子どもがいても関わらない限り、意識していないのではないかと。分からなければ意識もなく、対応していないのが、今の教育現場だと思う。どんな教育を受けてきたかによって、社会に出た時の生き方が変わる。影響が大きいので、大人の責任は大きい。様々な課題について、研修を行う必要がある。

(委員) 市内にもトランスジェンダーの子どもは必ずいる。トランスジェンダーは根深いし、生きづらいので、教員は理解し、対応できるようにしてほしい。

3 その他

- ・次回策定委員会日程調整

 - 10/29 (金) PM 開催で調整する。

- ・追加意見について

 - 10/4 (月) までに事務局に提出してほしい。

4 閉会 (15 : 30)